

【 検 査 】

２５０ 血中微生物検査の算定について

《令和６年７月３１日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するD005「７」血中微生物検査の算定は、原則として認められる。

- (1) フィラリア症
- (2) トリパノソーマ症
- (3) マラリア

○ 取扱いを作成した根拠等

血中微生物検査は、血液を鏡検して病原体や原虫を確認する検査であり、フィラリア症、トリパノソーマ症、マラリア等感染症の診断に有用である。

以上のことから、上記(1)から(3)の傷病名に対するD005「７」血中微生物検査の算定は、原則として認められると判断した。